

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年11月6日(月) 午前9時30分～午前10時15分							
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員								
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美		
13	矢野正祥	14		15	沖田辰夫	16	宮浦実		
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史		
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子		
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信		
29	大本昭裕	30	武知明	31	城本豊子	32	中本祐市		
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範		
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男				
④	欠席委員	14	山首憲市						
⑤	遅刻委員								
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)			
		都築専門員(農政)		武田主査(農地)					
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事			
⑧	会 議 の 内 容	議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について							
		議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について							
		議案第76号 非農地証明について							
		議案第77号 納税猶予適格者証明について							
		議案第78号 農業用施設建設に関する指導要綱の一部改正について							
		議案第79号 農地原形変更に関する指導要綱の一部改正について							
		議案第80号 農用地利用集積計画の決定について							
		議案第81号 農業振興地域整備計画の変更について							

事務局（局長）	只今から平成29年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、14番 山首憲市委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、9番 菊地正夫委員並びに10番 幸野登吉委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	<b>議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</b>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、八多喜町の土地、樹園地9筆・合計8,796㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、果樹の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人本人及び両親が年間を通して従事します。</p> <p>2番、長浜町櫛生の土地、畑1筆・503㎡。こちらも売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培を行う予定です。</p> <p>農業は、譲受人本人及び両親が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
22番	<p>1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。</p> <p>1番は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、八多喜公民館から直線で北東に約2kmの山間部に位置する場所で、譲受人の自宅周辺にある樹園地9筆です。</p> <p>現地調査を行いました。主に栗が植栽され、すべて良好に管理されております。</p> <p>譲受人は両親とともに大規模に農業経営されており、今回の農地取得に関しても特に問題はないと思われまます。</p>

	<p>申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きます、2番。</p>
26番	<p>2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページを合わせてご覧ください。</p> <p>本案件は売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、櫛生公民館の北西約100mにある畑1筆で現在は保全管理の状態になっております。</p> <p>譲受人は同じ地区内で主に柑橘の栽培をしておりますが、自身の所有する土地に隣接する申請地を購入し、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至っています。</p> <p>譲受人は、両親とともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理について不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の3ページから26ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵の土地、1,057㎡の案件は、現在、孫が弓の製造の修業をしているが、需要が見込める大洲市にて独立し製造・販売を計画していることから、新たに制作施設を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心にご審議をお願い</p>

いたします。

2番、東大洲の土地、234㎡の案件は、現在、借家住まいであるが、子供も成長し手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、菅田町菅田の土地、2筆、130㎡の案件は、現在、賃貸共同住宅に居住しているが、子供も2人おり手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であります。議案説明資料の立地基準欄の一番下の本文ただし書き不許可の例外欄の右端に記載のとおり、農地法第5条第2項ただし書きによる例外規定が適用されますので、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

4番、菅田町菅田の土地、575㎡の案件は、現在、借家住まいであるが、今後家族が増える予定であることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を妻から使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であります。議案説明資料の立地基準欄の本文ただし書き不許可の例外欄の右端に記載のとおり、農地法第5条第2項ただし書きによる例外規定が適用されますので、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

5番、菅田町菅田の土地、609㎡の案件は、現在、事務所敷地内の一部を露天駐車場・資材残材置場として利用しているが、手狭になったことから、自宅近くに事業地を拡張・整備するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に大洲道路（自動車専用道路）の出入口が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、5件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の3ページから7ページを参考にしてください。

申請地は、5ページの位置図のとおり、肱南浄化センターの北に、約380mに位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の北側と南側に農地がありますが、同意を得られているとのことから、特に問題はな

議長（会長）

いものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

3番

続きまして、2番。

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、大洲農業高等学校のグラウンドから約140m南にある農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことであり、また進入に必要な水路の改修についても許可を得ておられますので、問題なく転用されるものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、南側及び東側に農地が残りますが、譲り渡し人の農地であり、また周辺地権者の同意も得ていることから、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

以上、現地調査の報告といたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番、4番、5番は現地調査地域が一緒ですので、続けてお願いします。

11番

それでは3番、4番、5番案件について調査結果をご報告いたします。

では、3番案件の調査結果をご報告いたします。説明資料の12ページから16ページを参考にしてください。

申請地は、14ページの位置図のとおり、菅田駐在所から約300m西にある農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第1種農地ですが、例外規定が適用できますので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び住宅ローンにて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には農地がありますが、周辺農地の同意が得られていることから、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから21ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、菅田駐在所から約520m西にある農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第1種農地ですが、例外規定が適用できますので、問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第住宅ローンにて着工したいとのことですし、転用面積が若干基準を超えるものの、21ページの土地利用計画図のとおり法面や道路のセットバック分を差し引くと基準面積に合致いたしますので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことですから、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。続きまして5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の22ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、24ページの位置図のとおり、大洲道路の富士インターから北に約90mのところにある農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですし、進入路の使用承諾も得られておりますので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、周辺には農地がありますが、周辺農地の同意は得られているとのことですから、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。3件のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第76号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めま

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第76号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の27ページから29ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、3筆、684㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、20年以上耕作しておらず雑木が生

	<p>えており、農地への復旧が著しく困難な状態であるとのことをごさいます。</p> <p>以上1件、3筆、684㎡でございます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
1番	<p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の27ページから29ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、28ページの位置図のように大洲病院から南西に360m程のところに位置する農地です。</p> <p>申請によりますと、申請地は、20年以上耕作しておらず、雑木が自生しており、農地への復旧が著しく困難との申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況から耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p><b>次に、議案第77号「納税猶予適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</b></p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>議案第77号納税猶予適格者証明について、ご説明します。</p> <p>今回、証明願いのありました納税猶予の種類については相続税です。</p> <p>この議案は被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議頂くものです。</p> <p>1番、被相続人は、大洲市若宮 ○○○○ 氏であり、相続人は、大洲市若宮 △△△△ 氏です。</p> <p>被相続人は死亡の日まで農業をしており、また相続人は被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相続人の要件を満たしているものと考えております。</p> <p>また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載しております若宮字ヤクシマルなど12筆、計6,864.9㎡で、水稻やレンコン、露地野菜を作付けすることとなっております。</p>

	以上、1件です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
2番	<p>相続人は、水稻、レンコンのほかキャベツや里芋、ケール等の露地野菜で農業経営をしています。</p> <p>相続人の母である被相続人が、今年の1月に亡くなられたことから農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。</p> <p>申請地は、若宮、田口、東大洲に点在する12筆の農地です。先月23日に相続人、事務局担当者とともに現地確認を行いました。申請地12筆の内、5筆が水稻、4筆がレンコン、残り3筆で露地野菜を栽培されております。</p> <p>今後においても、娘夫婦の協力も得ながら、耕作していきたいことのことです。</p> <p>このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	只今、地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありますか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、申請人は相続税の納税猶予をうける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第78号「農業用施設建設に関する指導要綱の一部改正について」と関連がありますので、議案第79号「農地原形変更に関する指導要綱の一部改正について」を併せて議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （主査農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第78号「農業用施設建設に関する指導要綱の一部改正について」及び、議案第79号「農地原形変更に関する指導要綱の一部改正について」を併せてご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページ・6ページ並びに別紙議案説明資料の30ページから43ページをご覧ください。</p> <p>今回の改正は、農業委員会に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員を新たに農業委員会に設置することから、「農業用施設建設に関する指導要綱」及び「農地原形変更に関する指導要綱」の一部を改正しようとするものです。</p> <p>議案説明資料の34ページ後段部分の「地元農業委員」を「地元農業委員又は農地利用最適化推進委員」に改め、また、41ページにつきま</p>

	<p>しても、同様に改めるものです。</p> <p>なお、施行期日は、附則により、農地利最適化推進委員の委嘱の日である、平成29年7月21日からの施行としております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より2議案の説明がありました。何かご質疑はありますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特に、ご質疑もないようですので、説明のあった両要綱を一部改正することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり一部改正することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第80号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第80号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>1番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>2番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため使用賃借権を3年間設定しようとするものです。</p> <p>3番及び8ページの4番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>以上、利用権設定・件筆数、4件・10筆、利用権設定総面積、4,205㎡。</p> <p>続いて、所有権移転の案件です。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>1番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により八多喜町の農地を取得しようとするものです。</p> <p>以上、所有権移転・件筆数、1件・4筆、4,766㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたしま</p>

す。

次に、議案第81号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第81号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明申し上げます。

議案書10ページ並びに別紙議案説明資料の44ページから54ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外2件でございます。

ここで議案番号の訂正をお願いいたします。議案書10ページの議案番号が議案第79号となっておりますが、正しくは議案第81号ですので、訂正をお願いいたします。

1番、成能字坊屋敷の土地、3筆、610㎡の案件は、簡易郵便局と製材所を営んでいるが、郵便局については、借家利用の局舎のため、貸主から返還要求があり、また、製材所については、県道付替えにより用地買収されたことから、申請地他を利用して、新たに簡易郵便局兼製材事務所及び工場を建築するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、すでに違反転用されていることから、始末書が提出されております。

2番、八多喜町の土地、277㎡の案件は、共同でうなぎの養殖及び加工業を営んでおり、施設の老朽化に伴い大型機械の導入を計画しているが、現在の事業敷地内にはその余裕がないことから、新たに倉庫を建築してボイラー置場・オガクズ置場・重機置場を確保し、会社に賃貸するため除外の申出があったもので、他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくことなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性、及び一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、すでに違反転用されていることから、始末書が提出されております。以上、2件、4筆、887㎡でございます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。

15番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案書10ページ及び議案説明資料の44ページから49ページを参考にお願いいたします。

まず、立地基準である「代替性要件」については、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われれます。

次に、農地転用の一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、

事務局から説明がありましたように、申請地は県道の付け替え工事による立ち退きに伴い、すでに簡易郵便局及び製材所を建築されていることから、特に問題ないものと思われま

す。なお、違反転用に関しましては、本人も始末書を提出し大変反省をいたしております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地は、農用地区域の端にあたり、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはないと判断でき、なお、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外については止むを得ないものと思われま

議長（会長）

続きまして、2番。

22番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の50ページから54ページを参考にしてください。

申請地は53ページの位置図のように河内集会所から南に約160mのところにある農地です。

まず、農地転用の立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、すでに違反転用により完了していることから、問題ないと考えま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の西側に農地がありますが、土砂の流出や崩壊等の災害を発生するおそれ、農地等に係る営農条件に支障を及ぼすおそれとも、ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、また、始末書を提出し、反省もしておられるようですので、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外は止むを得ないものと考えま

す。以上、現地調査の報告といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたしました。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_